

庁舎警備を直営から民間委託へ 時間外受付1094件でも市民サービスとは 関係ないとの姿勢

9月11日の議会運営委員会で、市議会9月定例会の補正予算案などの議案説明が行われました。

補正予算案では、26年度から市役所庁舎の警備及び宿日直の業務を民間委託(予定額1億2300万円)する方針が示されました。

現在、庁舎警備は、平日の夜間と土日祝日に行われています。また、正職員5人が2人体制で従事しています。施錠・開錠、入退庁管理、閉庁時の電話対応、婚姻届などの戸籍関係書類の受付などを行っています。

従来、市の事業について、市議会が報告を受けることになっており、特に新規や大きな変更などがある場合は丁寧に説明が行われてきました。

しかし、今回の補正予算案については、庁舎警備にとどまらず、企業版ふるさと納税を活用した事業など、複数事業が所管の委員会にも報告されていません。

党議員がそれを質すと、副市長は「警備業務は庁舎の管理であり、市民サービスとはいえず市長のマネジメント(組織運営)の範囲内である」と答弁しました。議会運営委員長が、報告のあり方について、過去の事例にも照らして問題があり、市当局側で整理をするよう求めたため、後に副市長が「追加で説明資料を提出する」と答えました。

夜間や祝休日の電話対応や婚姻届などの文書受理など市民サービスはどうするのか、庁舎内の公文書、個人情報などの管理はどうするのか、災害時の対応はどうなる

のかなど、説明を受けた時点で疑問に思う点は出てきます。

時間外に届出書類を多数受付

9月17日に議会運営委員会が行われ、再度「庁舎警備の民間委託」などの説明が行われました。質疑の中で、婚姻・出生・死亡届などで1094件の届け出受理作業が行われていることがわかりました。党議員の質問に十分な説明がされず、疑問点は残っています。

担当する総務常任委員会で十分な議論をすることが必要です。

市民生活にかかわることを議会に報告しない(市民に知らせない)ことは大問題です。

また、このようなことが許され、安易に行われるならば、議会の市政をチェックする役割を弱め、議会に賛否だけを求めるとも受け取れます。

議会の役割そのものが問われる事態です。

